

< 素案 >

第3次  
あき男女共同参画プラン

誰もが、いきいきと自分らしく輝けるまちを目指して  
－女性が輝き、子どもが育ち、未来へつながる安芸市へ－

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

安芸市

# 【目 次】

## 第1章 プランの策定にあたって

1	プラン策定の趣旨	2
2	男女共同参画社会を取り巻く環境	3
3	安芸市の男女共同参画社会における現状	5
4	プランの位置づけ	11
5	プランの期間	12
6	プランの策定方法	12
7	推進体制	13

## 第2章 プランの取組

1	基本理念	14
2	プランの体系	15
3	基本目標の個別取組	16
	基本目標1 男女共同参画社会を目指す意識づくり	16
	基本目標2 男女がともに活躍する環境づくり	19
	基本目標3 安心して多様な暮らし方ができるまちづくり	25

## 第3章 参考資料

1	安芸市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱	29
2	男女共同参画社会基本法	32
3	高知県男女共同参画社会づくり条例	37
4	安芸市男女共同参画社会推進協議会委員名簿	44

---

## 第1章 プランの策定にあたって

---

### 1 プラン策定の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、あらゆる分野において性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題（男女共同参画社会基本法前文）と位置付けられています。

近年、さまざまな法整備が進み、男女がともに家庭や職場、地域社会などの分野において活躍できる環境が整いつつある一方で、長時間労働や男性の育児休暇の取得が進まないといった現状もあり、他の先進国と比較したわが国の男女共同参画の状況は低い水準のままとなっています。加えて、少子高齢化や価値観・ライフスタイルの多様化など、社会情勢が目まぐるしく変化する現代において、多様性に富んだ持続可能な活力ある社会の構築は、誰もがいきいきと活躍するうえでますます重要になっています。

安芸市では、平成12（2000）年に、安芸市に暮らすすべての人々の人権が尊重されることを目的とした「安芸市人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。この条例を基本に、平成15（2013）年に「あき男女共同参画プラン」、平成27（2015）年に「第2次あき男女共同参画プラン」を策定し、誰もがいきいきと自分らしく輝けるまちを目指して取組を進めています。令和5（2023）年6月には「安芸市にじいろのまち宣言」を行い、多様な性のあり方への理解を深め、自分らしくいきいきと安心して暮らせるまちを目指す方向性を示しました。

このような状況を踏まえ、本市が男女共同参画社会を実現するための施策の方向性を改めて示すため、国や県においても改定されている内容との整合を考慮し、「第3次あき男女共同参画プラン」を策定するものです。

あわせて、本市が目指す「つながり 寄り添い 誇りを胸に ～世代を超えて未来を育むまち～」の実現に向けて、女性や子育て世代をはじめ、すべての人が生涯を通じて自分らしく活躍できる環境づくりを進めます。

本プランでは、仕事や子育て、地域活動など、さまざまな場で支え合い、次の世代が安心して暮らし続けられるまちづくりを男女共同参画の視点から推進します。



## 2 男女共同参画社会を取り巻く環境

### (1) 世界の動き

国連は女性の自立と地位の向上を目指して、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定めました。その後、「国際婦人年」の目標である「平等・開発・平和」の達成のために「世界行動計画」を採択し、昭和 51（1976）年からの 10 年間を「国連婦人の 10 年」と定め、男女平等の推進や経済・社会・文化への女性の参加促進に向けて、世界的な活動を行うこととしました。

昭和 54（1979）年には、国連において「女子差別撤廃条約」が採択され、締約国に対し、女性へのあらゆる差別の撤廃のための措置を求めました。

平成 7（1995）年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」では、女性の権利の実現とジェンダー平等の推進を目指す「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、女性に対する暴力の根絶等、各国が取り組むべき新たな課題が示されました。「北京宣言」と「行動綱領」はその後、5 年ごとに実施状況が確認・評価されており、令和 2（2020）年に開催された「北京+25」（第 64 回国連婦人の地位委員会）では、「第 4 回世界女性会議から 25 周年を迎えるに当たっての政治宣言」が採択されました。

### (2) 国の動き

国においては、昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約」を批准し、翌年に「男女雇用機会均等法」が施行されました。平成 8（1996）年には、「第 4 回世界女性会議」の成果を実現するため、新たな国内行動計画として「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。さらに、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、この法律に基づき、平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画は 5 年ごとに見直しが行われ、令和 7（2025）年には「第 6 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成 13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 16（2004）年及び平成 20（2008）年に「改正 DV 防止法」が施行）が成立し、女性に対する暴力の防止に向けて法整備が行われました。

平成 25（2013）年には「日本再興戦略」が閣議決定され、その中核に女性の活躍推進が位置づけられました。その後、平成 27（2015）年には「女性活躍推進法」が、平成 30（2018）年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されています。

また、令和 5（2023）年には、全閣僚からなる「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」を開催し、「女性版骨太の方針 2023」を決定するなど、女性の権利の尊重や社会参画の機会拡大に向けた政策が進められ、女性の地位や役割に関する社会的な環境が大きく変化しています。

### (3) 県の動き

高知県においては、平成2（1990）年に「こうち女性プラン」を、平成13（2001）年には「こうち男女共同参画プラン」を策定しました。さらに、平成15（2003）年に「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定し、あわせて、男女共同参画に関する意見を聴くための有識者からなる「こうち男女共同参画会議」を設置するなど、取組を総合的に推進する体制を整えました。

また、平成13（2001）年に制定された「配偶者暴力防止法」に基づき、「高知県DV被害者支援計画」も策定し、女性相談支援センターをDV被害者支援、DV対策の中心と位置づけ、市町村や民間支援団体などの関係機関との連携のもと、配偶者からの暴力の防止と被害者の発見、保護から自立に向けた切れ目のない支援に取り組んでいます。

平成27（2015）年には「高知県女性活躍推進計画」を策定し、子育てをしながら働く女性の支援に主軸を置いて、職業生活における女性の活躍を推進するなど、女性が自らの希望や意思に基づいて人生を選択し、その個性や能力を最大限に伸ばして、いきいきと活躍し続けられる、「日本一女性が活躍できる高知県」を目指しています。

### (4) 安芸市の動き

本市においても、国や県の動きに対応して取組を進めてきました。

安芸市に暮らすすべての人々の人権が尊重され、平和で明るい生きがいのもてる社会を築いていくことを目的に、平成12（2000）年に「安芸市人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

この条例を基本に、男性と女性が自立した一人の人間として、お互いに人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に發揮し、自分らしくいきいきと豊かに暮らせる社会の実現を目指して、「あき男女共同参画プラン」を策定しました。プランの推進は、行政ばかりではなく、安芸市男女共同参画社会推進協議会が主体的に、研修やイベント、講演などあらゆる場面において、「意識を変える」「場を広げる」「環境を整える」を基本に取組を進めてきました。

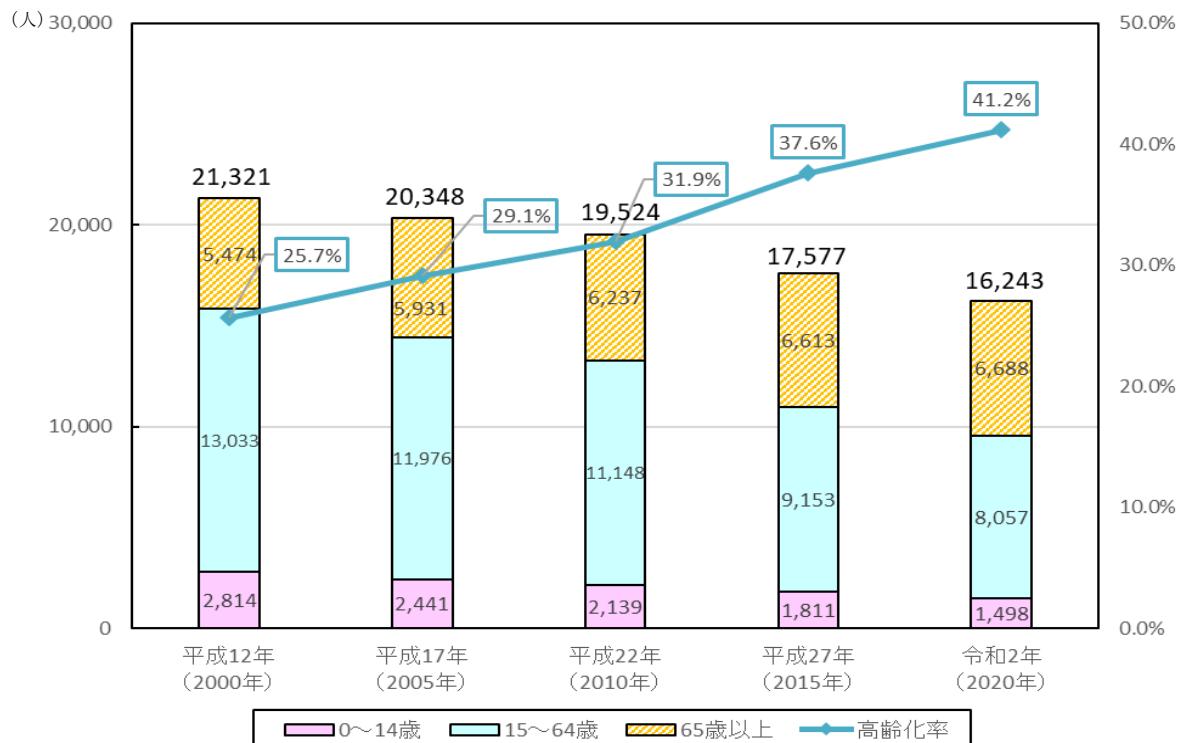
また、令和5（2023）年には、性の多様性を虹のグラデーションになぞらえ、誰もが安心して暮らせるまちを表現した「にじいろのまち宣言」を行い、性的少数者に対する差別や偏見をなくし、一人ひとりの個性や生き方を認め合える社会の実現を目指した取組を進めています。あわせて施行した「安芸市パートナーシップ登録制度」では、性的少数者とパートナーシップ関係にある人が、日常生活のさまざまな場面において円滑な手続きが可能となることが期待されます。法律行為である婚姻とは異なり、法律上の効果を生じさせるものではありませんが、この制度の導入により多様な性や性的少数者の方に対する理解を広めていくとともに、生活上の困りごとや生きづらさの軽減など、暮らしやすい環境づくりにつなげていきます。

### 3 安芸市の男女共同参画社会における現状

#### (1) 人口・世帯の状況

##### ■年齢3区分別人口と高齢化率の推移

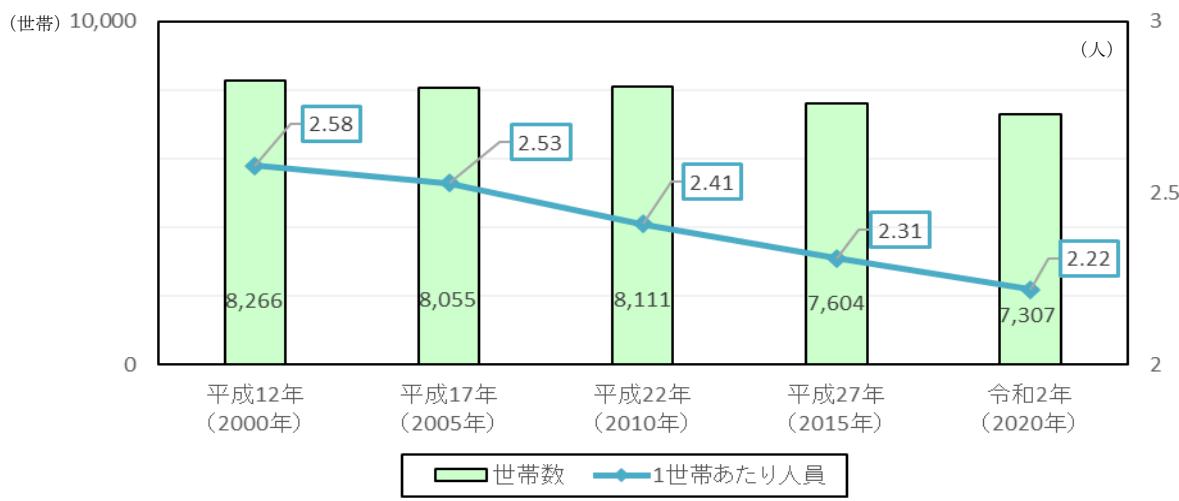
本市の人口は年々減少傾向にありますが、高齢者人口は増加を続けています。令和2年には高齢化率が41.2%に達し、市民の約2.4人に1人が高齢者という状況になっていきます。



資料：国勢調査

##### ■世帯数と1世帯当たりの人員の推移

本市の1世帯当たりの人員は年々減少しており、令和2年には2.22人となっています。

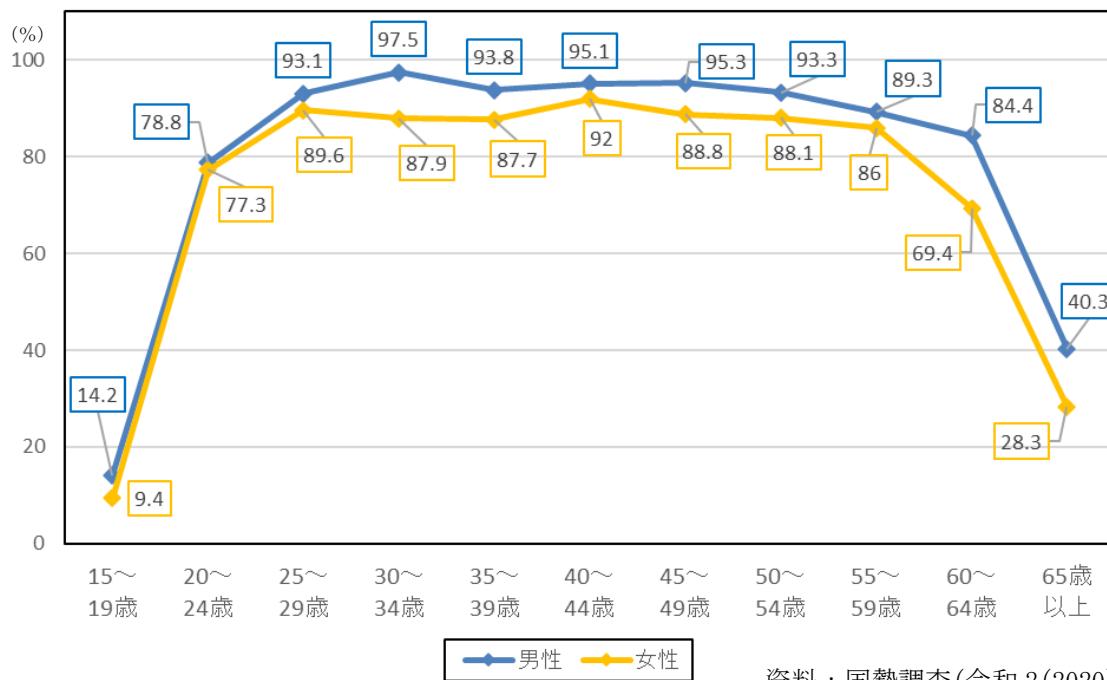


資料：国勢調査

## (2) 就業の状況

### ■年齢3区分別人口と高齢化率の推移

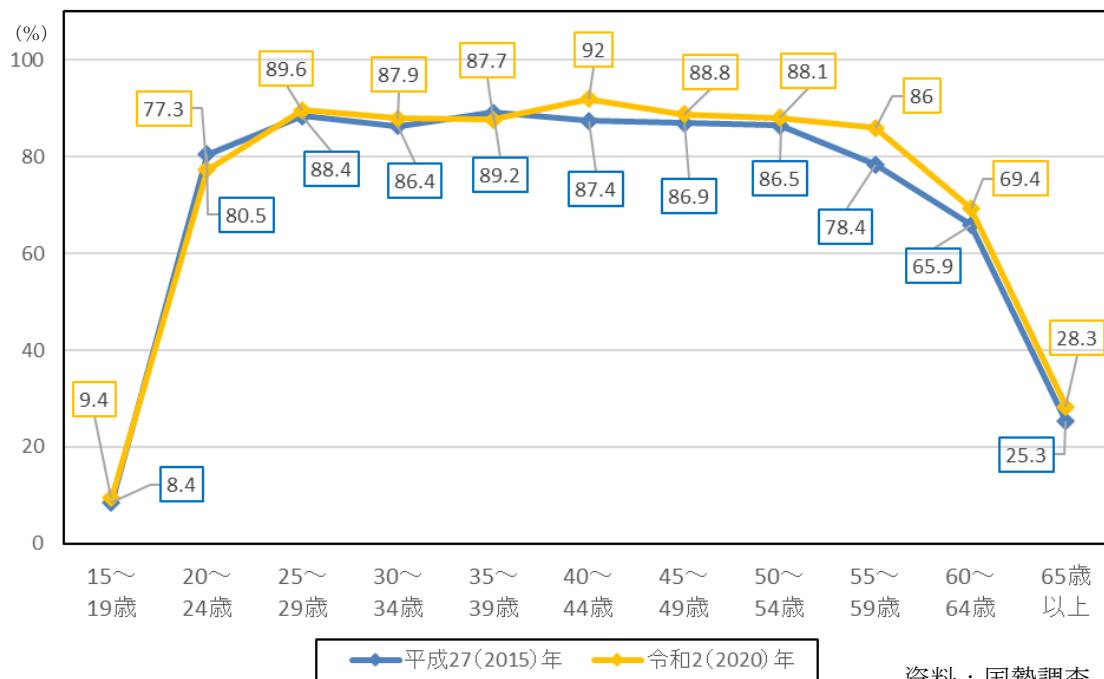
本市の令和2（2020）年の就業率（15歳以上の就業者の割合）を男女で比較すると、男性は25～54歳までは90%以上となっており、その推移は台形型になっています。一方、女性は、結婚や出産・子育て期を迎える30～39歳で就業率が減少する「M字カーブ」を描いています。



資料：国勢調査(令和2(2020)年)

### ■女性の就業率の推移

本市の女性の就業率を令和2（2020）年と平成27（2015）年で比較すると、40～65歳以上の年代で以前より高くなっています。

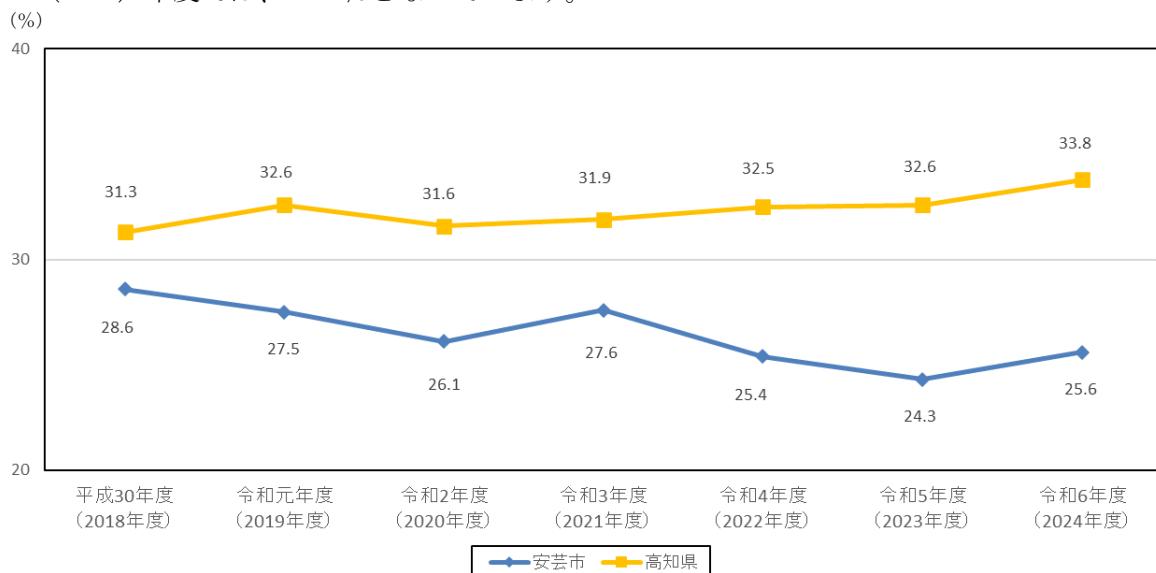


資料：国勢調査

### (3) 政策・方針決定過程への女性の参画状況

#### ■地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における女性委員比率の推移と比較

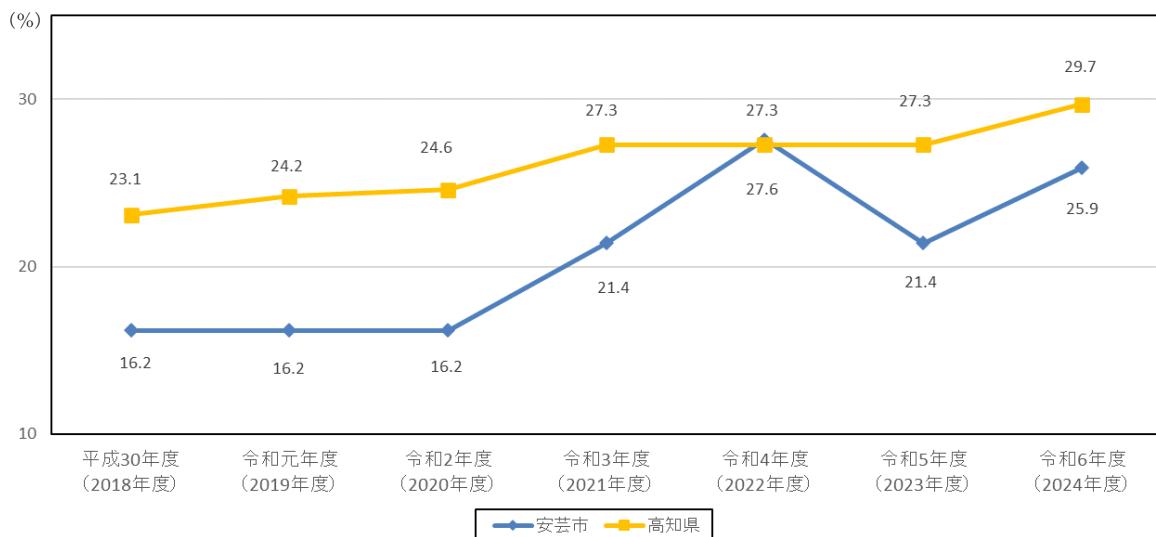
本市の審議会等における女性委員比率は高知県よりも低い水準で推移しており、令和6（2024）年度では、25.6%となっています。



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

#### ■地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における女性委員比率の推移と比較

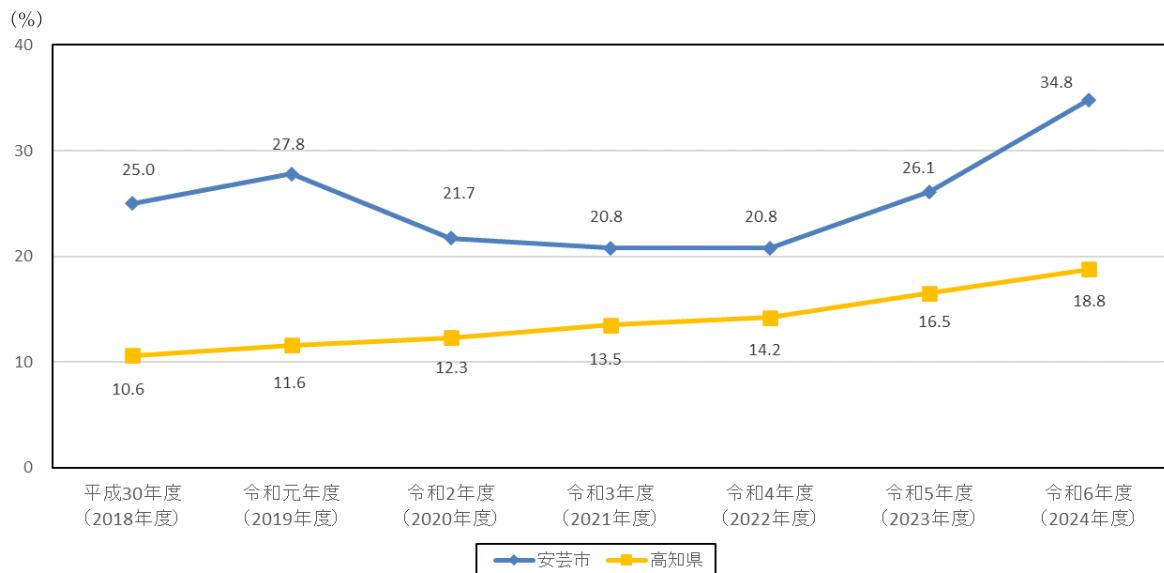
本市の委員会等における女性委員比率は年々増加傾向にありますが、高知県よりも低い水準で推移しており、令和6（2024）年度では、25.9%となっています。



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

## ■管理職に占める女性の割合の推移と比較

本市の管理職に占める女性の割合は令和5（2023）年度までは20%台で推移し、国が示す30%の目標を下回っていましたが、令和6（2024）年度は34.8%となっています。

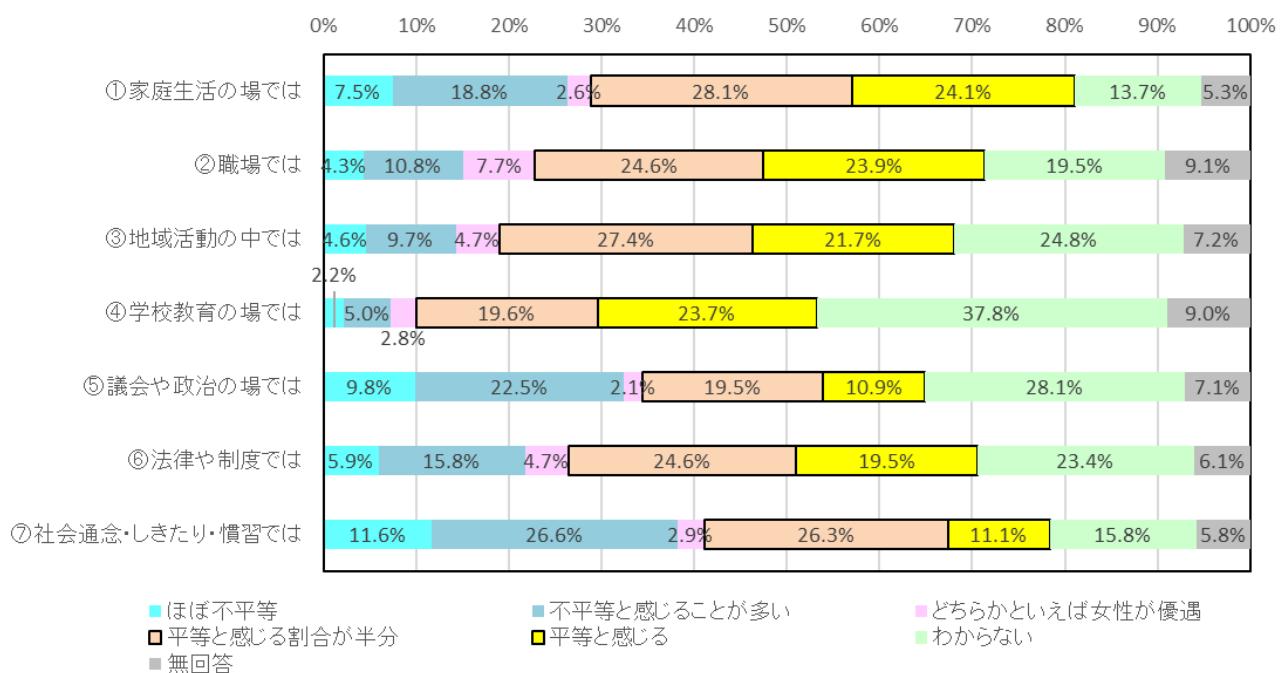


資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

## （4）男女共同参画に対する意識（市民意識調査）

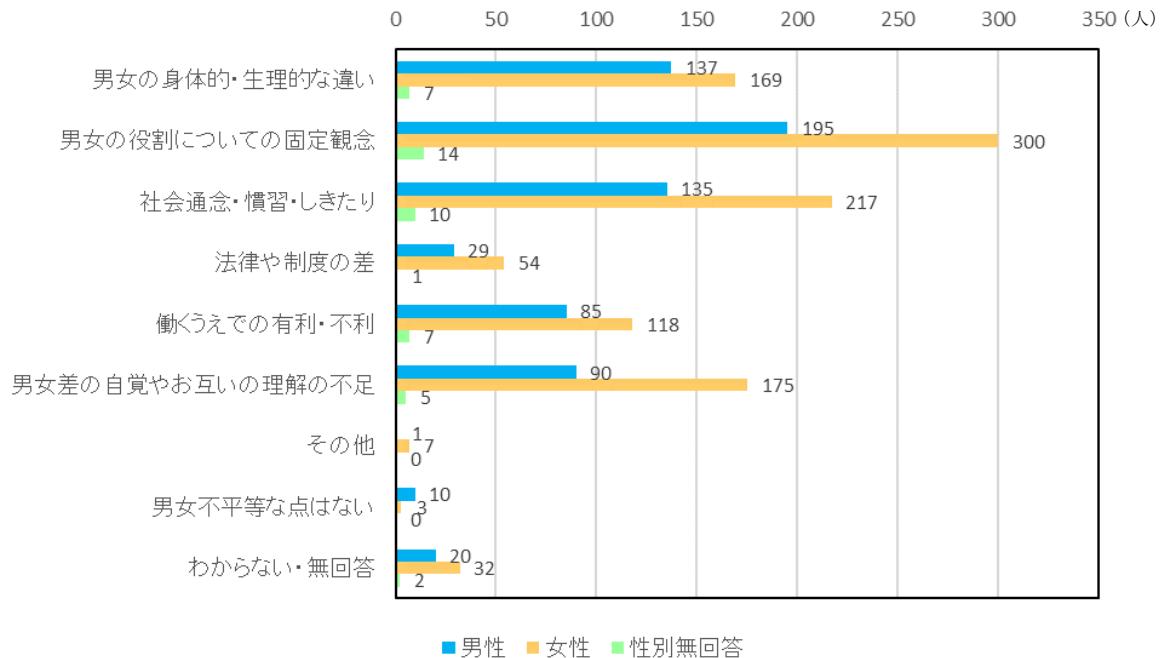
【次の①～⑦の分野で、男女平等になっていると思いますか。】

①家庭生活の場では26.4ポイント、⑦社会通念・しきたり・慣習では28.5ポイント  
前回調査より「平等と感じる割合が半分」・「平等と感じる」割合が、増えています。



【社会にはいろいろな面で男女不平等があるといわれていますが、不平等が生じる原因はどこにあると思いますか。（複数回答可）】

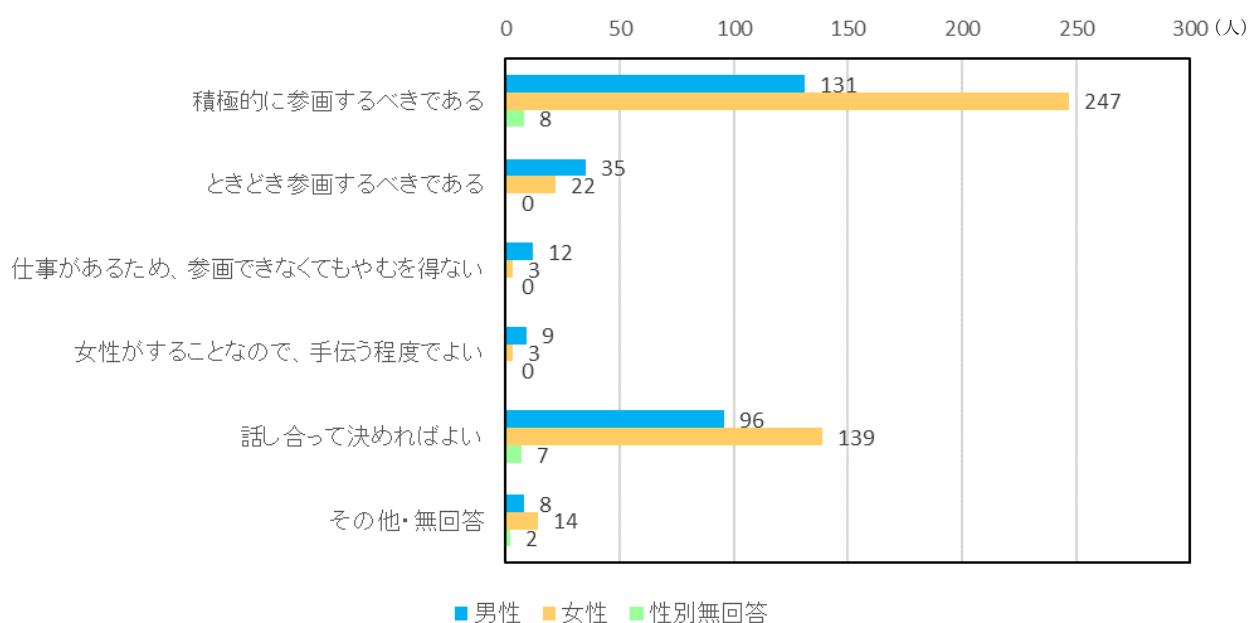
「男女の役割についての固定観念」が、前回調査と同様に男女不平等が生じる原因のトップになっています。



■ 男性 ■ 女性 ■ 性別無回答

【男性の家事・育児・介護への参画についてどのように考えていますか。（複数回答可）】

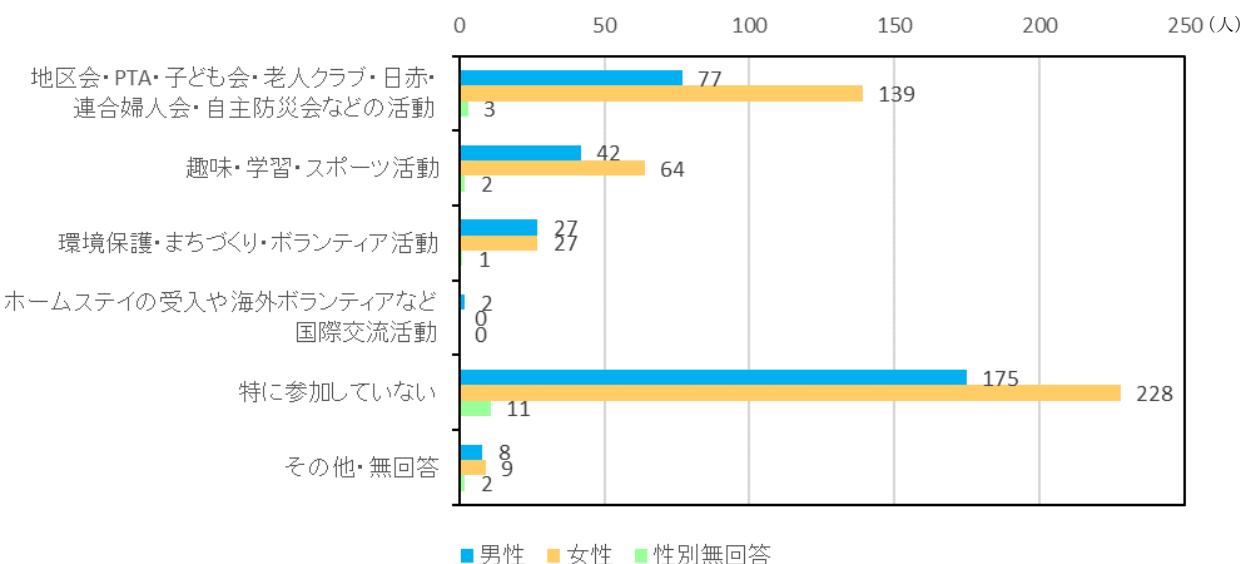
性別にかかわらず、「積極的に参画するべきである」・「話し合って決めればよい」が上位になっています。



■ 男性 ■ 女性 ■ 性別無回答

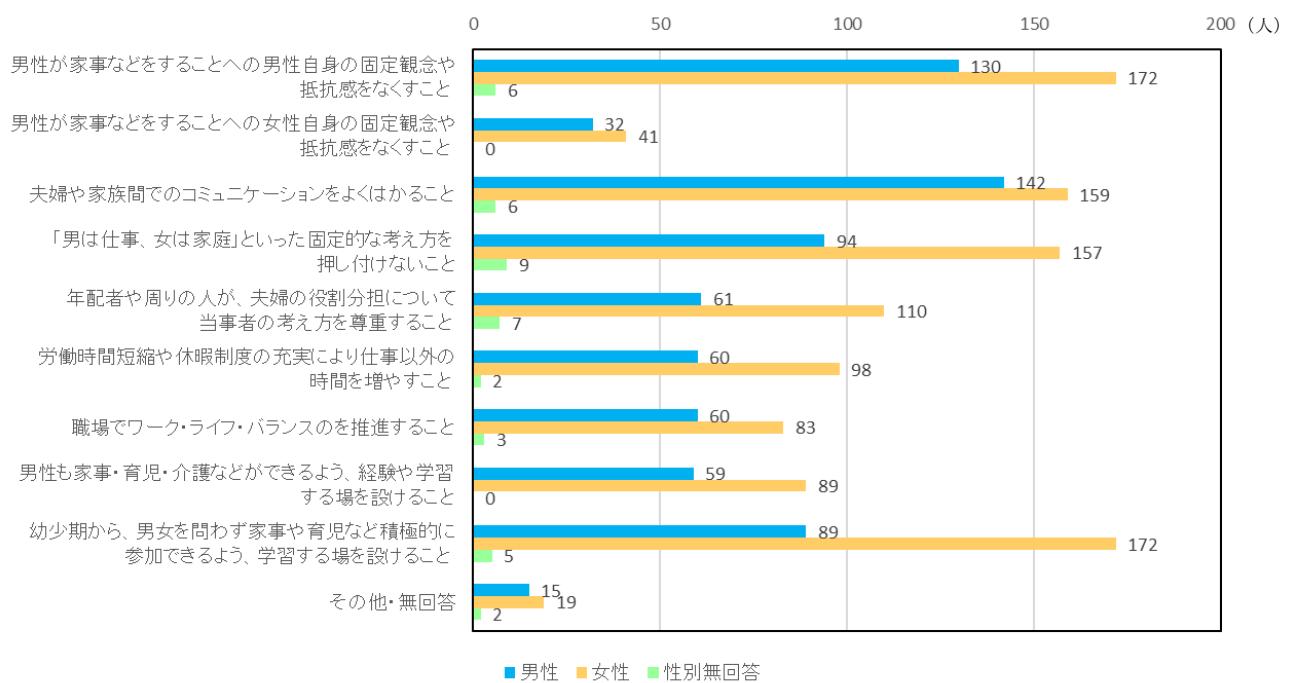
### 【あなたは現在、どのような地域活動に参加していますか。（複数回答可）】

性別にかかわらず、「特に参加していない」がトップになっています。



### 【今後、男性と女性がともに家事・子育て・介護・地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）】

「男性が家事などをすることへの男性自身の固定観念や抵抗感をなくすこと」、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」、「性別役割の固定的な考え方を押し付けないこと」が上位にあげられており、男性の意識改革や固定観念の見直しに加え、家族内での対話の重要性が強く認識されていることがうかがえます。



## 4 プランの位置づけ

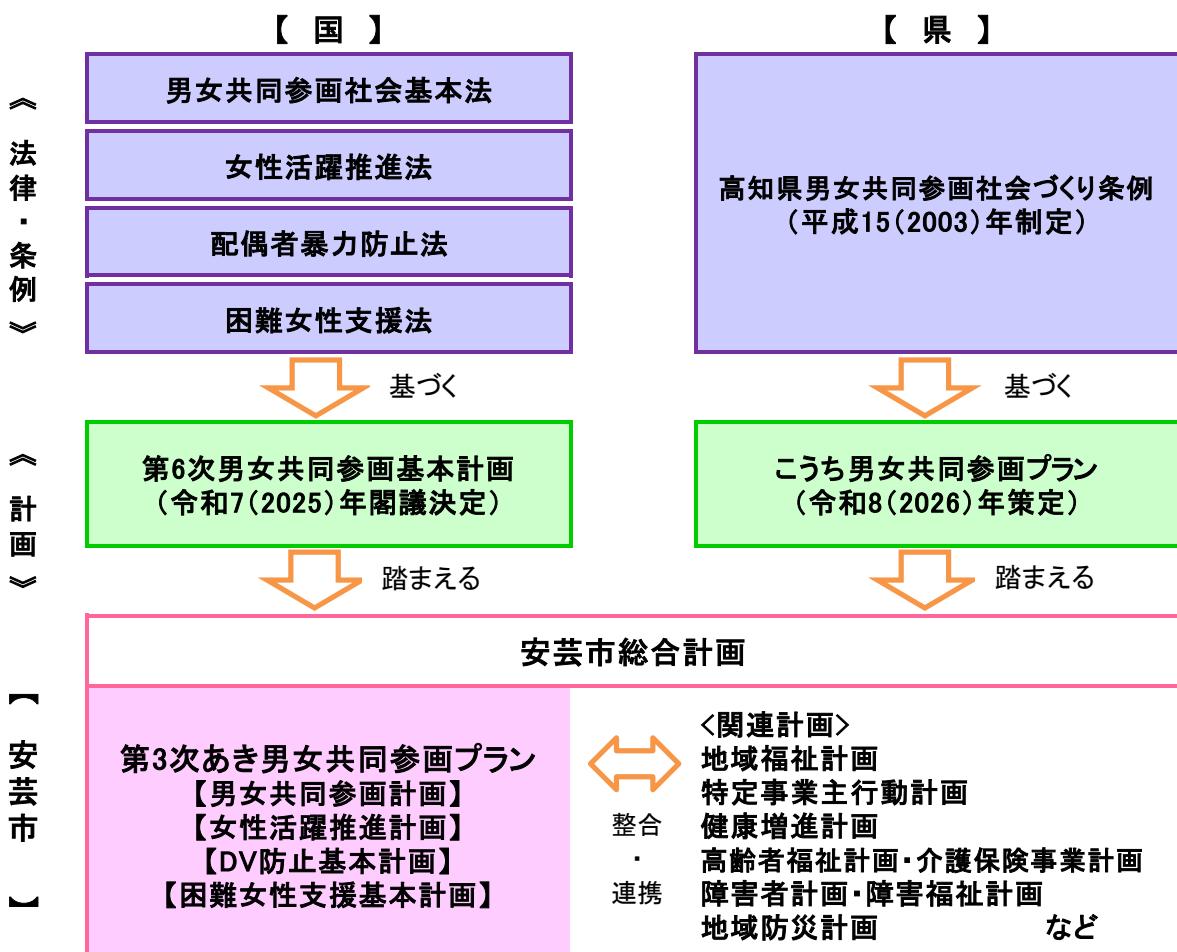
### (1) 法的な位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画で、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び県の「こうち男女共同参画プラン」を踏まえた計画です。

また、本プランは、『配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」という。）』第2条の3第3項に基づく市町村基本計画、『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）』第6条第2項に基づく市町村推進計画、『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）』第8条第3項に基づく市町村基本計画として位置づけるものとします。

### (2) 他計画との関連

本プランは、「安芸市総合計画」を上位計画とした分野別個別計画として、その他の関連計画との整合性を図り策定しています。



## 5 プランの期間

本プランの期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間としており、長期的な視点に立って計画の推進に継続的に取り組みます。

年度	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12	2031 令和13	2032 令和14	2033 令和15	2034 令和16	2035 令和17
基本構想										
基本計画										
プラン										

## 6 プランの策定方法

本プランは、「第2次あき男女共同参画プラン」の内容を見直し、社会情勢の変化や関連法規の改定に対応し、現在の状況に見合う形で策定しています。

計画の策定にあたり、20歳以上の市民を対象に、男女共同参画に関する意識や意見等を調査し、施策を検討するうえでの基礎資料とする目的としたアンケートを実施しました。

調査名称	安芸市男女共同参画に関する意識調査
調査対象	20歳以上の市民
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
調査機関	令和 6（2024）年 8 月 1 日～9 月 6 日
配布数	2,300 人
有効回収数	723 人
有効回収率	31.4%

プランの策定にあたっては、府内担当部署と連携をとるとともに、アンケートを通して実態や意見等を把握するとともに、さまざまな見地から意見をいただくために、安芸市男女共同参画社会推進協議会の開催やパブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

## 7 推進体制

### (1) 庁内の推進体制

男女共同参画の視点を市のあらゆる施策に的確に反映し、施策を総合的かつ効果的に推進していくためには、庁内における関係各課の連絡強化と緊密な調整が不可欠です。このため、市は庁内の推進体制を一層強化し、組織全体で男女共同参画の取組を推進します。

あわせて、職員一人ひとりが男女共同参画の視点を的確に理解し、日常の業務や政策立案に反映できるよう、計画的かつ継続的な研修や啓発活動を実施し、意識と実践力の向上に取り組みます。

### (2) 市民・事業者等との協働による連携

男女共同参画社会の実現には、市だけでなく、市民や事業者、地域団体など多様な主体が、それぞれの立場から積極的に関わり、相互に連携・協働して取り組むことが不可欠です。市は本プランの内容や趣旨を広く周知し、理解と共感を得ながら、地域全体が一体となって男女共同参画の推進に取り組める環境づくりを進めます。

### (3) 国・県等との連携推進

本プランに掲げる施策の中には、市が主体となって実施するものに加え、制度・法令に基づき国や県の施策と連動して推進するものも含まれています。そのため、国や県との連携体制を強化するとともに、近隣市町村や人権擁護委員等の関係機関とも連携を深め、地域全体で一体的かつ効果的に男女共同参画の取組を展開します。

### (4) プランの進行管理

市は、本プランに基づく施策や事業の進捗状況を毎年度ごとに取りまとめ、各関係課へのヒアリングを実施しながら進行状況を点検・評価します。あわせて、安芸市男女共同参画社会推進協議会からの意見を聴取し、その結果を今後の取組に反映させることで、より効果的かつ実効性のある事業の推進に努めます。

また、市のまちづくりの重点方針や関連計画と一体的に推進し、誰もが生涯を通じて安心して暮らし続けられるまちづくりに貢献します。



---

## 第2章 プランの取組

---

### 1 基本理念

日本国憲法は、第13条ですべての個人の尊重を、第14条で法の下の平等を規定しており、また、家族に関する法律については、第24条第2項において「個人の尊厳と両性の本質的平等」に基づいて制定されるべきことを明示しています。

これらの理念を具体化する法律として、男女共同参画社会基本法では、男女の人権の尊重（第3条）、制度や慣習の見直し（第4条）、政策立案・決定過程への男女の共同参画（第5条）、家庭生活と他の活動との両立支援（第6条）を基本理念として掲げています。

本市においても、性別にかかわらず誰もが尊重され、安心して暮らせるまちを目指し、「安芸市にじいろのまち宣言」を行い、多様な性の在り方を認め合う社会づくりを進めています。さらに、「安芸市人権尊重の社会づくり条例」及び「第2次あき男女共同参画プラン」の理念を引き継ぎながら、本プランでは、法の精神とこれまでの取組との継続性を踏まえ、男女の実質的平等とすべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。

#### 【 基本理念 】

誰もが、いきいきと自分らしく輝けるまちを目指して

- 女性が輝き、子どもが育ち、未来へつながる安芸市へ -

男女が社会の対等な構成員として互いの人権を尊重し、責任を分かち合いながら、職場・家庭・地域・学校などあらゆる分野で、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

あわせて、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく尊重され、世代を超えて安心して暮らせる社会の実現を目指します。

## 2 プランの体系

基本目標	取組方針	具体的施策
<b>1 男女共同参画社会 を目指す意識づくり</b>	①男女共同参画に向けての意識形成 ②さまざまな場での意識を変える	①- 1 社会制度、慣習等の見直しに向けた多様な学習・啓発活動 ①- 2 人権尊重の意識づくり ②- 1 家庭における男女共同参画の推進 ②- 2 学びの場での男女共同参画の推進 ②- 3 働く場での意識啓発
<b>2 男女がともに 活躍する環境づくり 【女性活躍推進 計画】※1</b>	①働く場における女性活躍の推進	①- 1 多様な働き方への支援 ①- 2 職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保
	②家庭における男性活躍の推進	②- 1 共育ての推進
	③地域における男女共同参画の推進	③- 1 地域活動への参画の促進 ③- 2 防災分野での男女共同参画の拡大
	④社会的な意思決定への女性の参画拡大	④- 1 審議会等委員への女性の参画 ④- 2 女性職員の登用 ④- 3 企業や団体への啓発・支援
	⑤ワーク・ライフ・バランスの推進	⑤- 1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進 ⑤- 2 子育て・介護支援の充実
<b>3 安心して多様な 暮らしができる まちづくり</b>	①あらゆる暴力の根絶 【DV防止基本計画】※2	①- 1 あらゆる暴力を許さない意識の醸成 ①- 2 相談体制の充実及び被害者の保護
	②あらゆる人の安心を支える	②- 1 困難な状況におかれている女性への支援【困難女性支援基本計画】※3 ②- 2 高齢者や障害のある人、外国人市民への支援 ②- 3 性的少数者への支援
	③生涯を通じてからだとこころの健康を維持する	③- 1 妊娠・出産における保健医療対策の充実 ③- 2 適切な性教育の推進 ③- 3 生涯にわたる健康の保持増進

※1 基本目標2は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画としての位置づけ。

※2 基本目標3-取組方針①は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画としての位置づけ。

※3 基本目標3-取組方針②には、「困難女性支援法」第8条第3項に基づく市町村基本計画としての位置づけ。

### 3 基本目標の個別取組

#### 基本目標 1 男女共同参画社会を目指す意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女平等の意識が浸透し、性別に関係なく個人として尊重されることが重要です。

本市においては、性別による役割分担意識を持たないという考え方は広まりつつある一方で、年齢層が高くなるにつれて役割分担意識が強まる傾向はいまだに残っています。

国では、男女共同参画が進まない一因として、社会全体において性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が存在していることをあげており、第6次男女共同参画基本計画では各地域の実情を踏まえた男女共同参画の取組を促進し、女性にも選ばれる地域づくりを後押しするため、こうした固定観念や性差に関する偏見の解消を目指していくこととしています。

このような状況を踏まえ、本市でも社会の仕組みや慣習の中での固定的な性別役割分担意識の是正など、それらの意識を変えるためのさまざまな場面での男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

##### （1）目標値及びモニタリング指標

項目	H26	R6	R12
男女の地位の平等意識（平等になっていると感じている人の割合）			
家庭生活	25.7%	24.1%	30.0%
職場	27.9%	23.9%	30.0%
学校教育	47.8%	23.7%	50.0%
地域活動の場	29.4%	21.7%	40.0%
法律や制度	20.6%	19.5%	35.0%
社会通念・慣習・しきたり	10.0%	11.1%	15.0%

## (2) 取組方針及び具体的施策

### 取組方針① 男女共同参画に向けての意識形成

#### 具体的施策①-1 社会制度、慣習等の見直しに向けた多様な学習・啓発活動

No.	取 組	担当部署
1	人権擁護委員と連携し、市内の事業所や小・中・高等学校等において出前講座を実施するなど、社会制度や慣習を男女共同参画の視点から考える機会を提供します。	企画調整課
2	男女共同参画を推進するため、男女がともに学び合える内容や形式を取り入れた学習プログラムの充実に取り組みます。	学校教育課
3	男女雇用機会均等法やDV防止法など、男女共同参画に関する制度を誰もが理解し活用できるよう、わかりやすい広報と情報提供に努め、学習の機会の充実に取り組みます。	企画調整課 福祉事務所

#### 具体的施策①-2 人権尊重の意識づくり

No.	取 組	担当部署
4	市広報紙編集の際、男女共同参画の視点に立った表現を心がけます。	総務課
5	人権教育関係団体等と連携し、「安芸市人権教育研究大会」を開催します。研修会、講演会、分科会での実践発表や意見交換を通じて、人権教育及び啓発の充実に取り組みます。	生涯学習課
6	児童、生徒、教職員が花を大切に育てる活動を通じて、命の尊さや思いやりの心を育むことができるよう、学校における「人権の花運動」を実施します。	企画調整課

## 取組方針② さまざまな場での意識を変える

### 具体的施策② - 1 家庭における男女共同参画の推進

No.	取 組	担当部署
7	家庭における男女共同参画の推進に向け、教職員や保育士が実践する性別にとらわれない教育・保育の理念や取組を家庭と共有し、家庭内の対話を広げ、柔軟な役割分担を促す環境づくりを促進します。	学校教育課 福祉事務所
8	子どもが性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に發揮できるよう、PTAとの連携事業などを通じて教職員・保育士・保護者がともに学習する機会の充実に取り組みます。	学校教育課 福祉事務所

### 具体的施策② - 2 学びの場での男女共同参画の推進

No.	取 組	担当部署
9	男女共同参画の視点に立った教育・保育のための教職員・保育士研修を実施します。	学校教育課 福祉事務所
10	学校現場において、教材や指導内容、日常の声かけ・役割分担等に見られる無意識の性別的偏り（隠れたカリキュラム）を見直すため、教職員向けの研修や事例共有の場を設け、継続的な意識改革に取り組みます。	学校教育課
11	職場体験活動などを通じて、児童生徒が性別にとらわれず将来の夢や目標を主体的に描けるよう支援し、キャリア教育の充実につなげます。	学校教育課

### 具体的施策② - 3 働く場での意識啓発

No.	取 組	担当部署
12	働く場における男女共同参画の推進とハラスメントの防止に向けて、啓発冊子やハラスメント防止に関するリーフレットを配布し、職場内での意識の向上に取り組みます。	企画調整課 商工観光水産課
13	男女共同参画に関する理解を深めるため、商工会議所を通じて研修等の情報提供や、企業・事業所等への人権擁護委員による出前講座を実施します。	企画調整課 商工観光水産課

## 基本目標2 男女がともに活躍する環境づくり【女性活躍推進基本計画】

本市では、誰もがライフステージに応じて働き方や生き方を選択できる社会を目指しています。とりわけ、女性が自らの希望をもって活躍し、子育てや介護などの家庭生活と仕事を両立できる環境づくりを進めることは、地域の持続的な発展につながる重要な取組です。

少子高齢化が進行し、労働力不足が懸念されるなか、働きたい人がその能力を発揮できることは、経済社会の活力の源となります。男女が共同して社会に参画することにより、新たな価値が創造され、さまざまな課題の解決につながることが期待されます。

また、男女がともに自分らしさを大切にしながら、家庭や地域、職場において役割を分かち合い、質の高い生き方や生活を実現できる社会が求められています。

とりわけ、子育てや家事など家庭における役割を性別に固定せず、男性も積極的に育児・家事に関わる「共育て」を推進することは、男女共同参画社会の基盤となる重要な取組です。男性の家庭参画を進めることで、女性の社会進出を支えるだけでなく、家族全体の幸福度や子どもの健やかな成長にも寄与します。

国においては、令和4年4月から改正女性活躍推進法が全面施行され、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会の実現に向けて、国、地方公共団体、民間事業主（一般事業主）の各主体の女性の活躍推進に関する責務等を定めています。

こうした状況を踏まえ、本市では本基本目標を「女性活躍推進法」に基づく女性活躍推進計画として位置づけ、あらゆる分野における女性の参画及び活躍の推進とあわせて、家庭における男性の参画（共育て）を促進し、性別に関わらず誰もが能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組みます。

### （1）目標値及びモニタリング指標

項目	H22	H26	R6	R12
家事や育児に男性が積極的に参画するべきと思う人の割合	—	—	52.4%	65.0%
本市男性職員の育児休業取得率	0%	0%	50%	100%
本市の審議会等における女性委員の割合	22.9%	27.5%	25.6%	30.0%
本市職員の女性管理職の割合	0%	9.5%	34.8%	40.0%

## (2) 取組方針及び具体的施策

### 取組方針① 働く場における女性活躍の推進

#### 具体的施策①-1 多様な働き方への支援

No.	取 組	担当部署
14	ライフステージや家庭の状況に関わらず、誰もが自分らしく働き続けられるよう、多様な働き方の推進に取り組みます。 あわせてコンタクトセンターなどの地域の雇用機会を生かし、子育て中の方や再就職を希望する方など、多様な人材の就労支援に取り組みます。	総務課 企画調整課 商工観光水産課
15	女性のキャリアアップ支援として、ビジネスマナーや実務スキルを習得できるセミナーを開催し、リモートワークの職業体験も取り入れることで、就業や起業に向けた実践的な支援を行います。	企画調整課 商工観光水産課
16	高度な技術と経営感覚を持った担い手を育成するため、研修機会等の充実に取り組みます。 また、女性の能力を農村のさまざまな分野に積極的に生かし、魅力ある農村社会の実現を目指して、農村女性リーダーの掘り起こしや女性認定農業者の育成を推進します。	農林課

#### 具体的施策①-2 職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保

No.	取 組	担当部署
17	市広報紙等を通じて、「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」や「働く女性の母性健康管理措置、母性保護規定」など、雇用・労働に関する法制度の周知を図る記事を掲載します。	企画調整課
18	性別による不当な扱いや女性に不利となる慣行の見直し、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした、あらゆるハラスメントの防止に取り組みます。	総務課 企画調整課

## 取組方針② 家庭における男性活躍の推進

### 具体的施策②－1 共育ての推進

No.	取 組	担当部署
19	家庭における共育ての推進を図るため、次代を担う高校生や子育て世代を対象に、家事や育児における協力の重要性について理解を深める講演会を開催します。高校生自身が共育ての在り方について探究し、その学びを市民に発信することで、地域全体への意識啓発に繋げます。	企画調整課
20	プレママ・プレパパ教室を日曜日に開催し、妊娠中の過ごし方や赤ちゃん用品の準備、お産の進め方を助産師や保健師が分かりやすく伝えます。沐浴実習も行い、パパも参加しやすい環境で共育ての意識を高めます。	福祉事務所



### 取組方針③ 地域における男女共同参画の推進

#### 具体的施策③－1 地域活動への参画の促進

No.	取 組	担当部署
21	男女がともに地域の一員としての自覚を持ち、主体的に地域づくりに関わる意識を醸成します。地域活動の高齢化が進む中、若年層の参画を促進し、地域コミュニティの担い手となる人材を育成するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の推進に取り組みます。	企画調整課 福祉事務所

#### 具体的施策③－2 防災分野での男女共同参画の拡大

No.	取 組	担当部署
22	防災に関する政策決定や現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築に取り組みます。あわせて、自主防災組織への女性の参画を促進し、女性部会の活動も継続して支援します。	危機管理課
23	避難所の運営においては、女性の参画を推進し、男女それぞれの立場やニーズに配慮した体制づくりを進めます。女性専用スペースの確保など、女性や子育て家庭への配慮を行うとともに、高齢者、障害者など多様な立場にも配慮した避難所運営マニュアルを整備します。	危機管理課
24	応急仮設住宅の運営にあたっては、安全・安心の確保に加え、孤立死や引きこもりを防ぐ心のケアや、入居者によるコミュニティづくりを推進します。あわせて、女性の参画を促進し、女性をはじめとする避難生活者の意見が反映されるよう配慮します。	危機管理課

## 取組方針④ 社会的な意思決定への女性の参画拡大

### 具体的施策④－1 審議会等委員への女性の参画

No.	取 組	担当部署
25	審議会等における女性委員の参画を促進し、女性委員が不在の審議会等の解消に取り組みます。	全部署 (企画調整課)

### 具体的施策④－2 女性職員の登用

No.	取 組	担当部署
26	市の管理職における女性の登用を促進し、その割合の拡大を目指します。	総務課
27	職員全体がその能力を最大限に発揮できるよう、エンパワーメント（自分の能力や判断を信じ、主体的に行動すること）を促進する研修を実施し、将来的な管理職への登用を視野に入れた能力形成を積極的に支援します。特に女性職員が自らのキャリアアップを実現できる環境を整え、男女問わず平等に成長の機会を提供します。	総務課

### 具体的施策④－3 企業や団体への啓発・支援

No.	取 組	担当部署
28	地域の企業や団体に対して、女性の意思決定過程への参画の重要性について啓発を行うとともに、女性の登用を進めるための事例紹介や働きやすい職場環境づくりに向けた助言・情報提供などの取組を進めます。	企画調整課

## 取組方針⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進

### 具体的施策⑤-1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進

No.	取 組	担当部署
29	長時間労働は、男女問わず職業生活と家庭・地域生活の両立を困難にする要因の一つです。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業や働く人々に対し、労働時間の適正化や柔軟な働き方の推進に関する啓発を行います。	企画調整課

### 具体的施策⑤-2 子育て・介護支援の充実

No.	取 組	担当部署
30	安芸市が男女共同参画の模範となる職場を目指し、職員への意識啓発や研修に取り組むとともに、男性職員の育児休業や介護休業の取得を促進します。	総務課
31	子育てに関する相談や交流の場の提供及び子育て関連の情報を提供します。	企画調整課 福祉事務所
32	保育施設での低年齢児保育や一時保育、診療所での病児・病後児保育など多様な保育サービスを提供します。	福祉事務所
33	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施するとともに、児童クラブ支援員の確保やニーズに合ったサービスの充実に取り組みます。	生涯学習課
34	介護に関する制度や支援策の周知・啓発を行うとともに、介護力向上を目的とした学習機会の提供や、介護・福祉サービスの支援体制の充実に取り組みます。	健康介護課 福祉事務所

### 基本目標3 安心して多様な暮らし方ができるまちづくり

本市では、家庭・学校・職場・地域がそれぞれの役割を担いながら、誰もが安心して暮らせる「つながりのあるまちづくり」を進めています。

子どもから高齢者まで、あらゆる世代が安心して過ごせる居場所づくりや、支え合いの仕組みを広げていくことが、男女共同参画の理念を具体化するうえで欠かせません。

近年はハラスメントの内容が多様化し、全国的にはDV被害の増加、潜在化なども指摘されています。本市においても、DVを受けている人は一定数確認されることから、被害者支援をより一層進めていくとともに、誰も被害者にも加害者にもならないためのDV防止に取り組みます。

また、社会情勢や少子化・核家族化の進行、人間関係の希薄化などにより、家庭や地域における支援が十分でなく、育児不安を抱え、地域の中で孤立してしまう子育て家庭の増加、介護者への負担の増加などがみられ、地域での男女共同参画を意識した支え合いや、さまざまな人を対象とした福祉サービスの充実、心身の健康維持が重要となっていきます。

本市においては、令和4年3月に策定した「第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」において「住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を掲げ、公助、互助、共助の取組を推進しています。

国は「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）の中で、「地域共生社会の実現」を目指す方針を示しました。これは、制度や分野の壁を越え、支える側・支えられる側という関係にとらわれず、人と人、人と地域資源が世代や立場を超えてつながり、誰もが安心して暮らせる地域とともに築いていくという考え方です。

このような状況を踏まえ、本市でも誰もが安心して多様な暮らしができる「地域共生社会」のまちづくりを目指して、地域における男女共同参画の推進や、年齢や性別、障害の有無、国籍などを問わない支援の充実と生涯を通じたこころとからだの健康維持に取り組みます。

また、本市では本基本目標を、「配偶者暴力防止法」に基づくDV防止基本計画及び「困難女性支援法」に基づく困難女性支援基本計画として位置づけ、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援と予防の取組を推進します。

#### （1）目標値及びモニタリング指標

項目	H22	H26	R6	R12
特定健診受診率	43.2%	44.8%	43.0%	60.0%
DV被害について、どこ（だれ）にも相談していない割合	—	43.3%	30%	0%

## (2) 取組方針及び具体的施策

### 取組方針① あらゆる暴力の根絶【DV 防止基本計画】

#### 具体的施策① - 1 あらゆる暴力を許さない意識の醸成

No.	取 組	担当部署
35	幼児期から男女平等の意識を育むとともに、暴力による問題解決を肯定しない態度を養うため、道徳教育などを通じて非暴力の価値観を育てる教育に取り組みます。	学校教育課 福祉事務所
36	児童虐待や高齢者、障害のある人などに対する虐待の根絶に向けた周知啓発と、これらの虐待を発見したときは、速やかに市や児童相談所などへ通告しなければならないことも周知します。	健康介護課 福祉事務所
37	DV やデート DV など配偶者等からの暴力を防止するため、DV 防止法の周知を図るとともに、暴力根絶に向けた市民への啓発活動を推進します。	福祉事務所

#### 具体的施策① - 2 相談体制の充実及び被害者の保護

No.	取 組	担当部署
38	DV 被害者の保護及び自立支援に向けて、被害者の安全確保や緊急回避支援策の充実、相談支援体制の充実に取り組みます。	福祉事務所
39	庁内での連携及びこうち男女共同参画センター「ソーレ」や女性相談支援センター、警察、母子生活支援施設などの関係機関との連携による支援体制を整備するとともに、DV 被害者の状況に応じた相談支援を行えるよう、県または近隣自治体と連携した支援体制を構築します。	健康介護課 福祉事務所
40	子どもに対する暴力・虐待の防止に向けて、要保護児童対策地域協議会の連携を強化するとともに、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会などを積極的に開催します。 また、保護や支援が必要と思われる児童がいる家庭については、高知県中央児童相談所や警察などと連携し支援します。	福祉事務所
41	職場内におけるハラスメントや職員の心身の健康についての相談体制の充実に取り組みます。	総務課

## 取組方針② あらゆる人の安心を支える

### 具体的施策②－1 困難な状況に置かれている女性への支援 【困難女性支援基本計画】

No.	取 組	担当部署
42	月経トラブルをはじめ、性差に起因する困難を抱える女性に対して、必要な情報を提供するとともに、関係機関と連携しながら、問題解決に向けた適切な支援を行います。	健康介護課 福祉事務所
43	困難を抱える女性への支援に向けて、相談・支援窓口の効果的な周知とあわせて、理解促進のための啓発に取り組みます。	企画調整課

### 具体的施策②－2 高齢者や障害のある人、外国人市民への支援

No.	取 組	担当部署
44	高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、自立支援サービスの充実や生きがいづくりへの支援を行うとともに、介護者の負担軽減にも取り組みます。	健康介護課
45	障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの充実に取り組むとともに、介護者の負担軽減にも取り組みます。	福祉事務所
46	年齢、障害の有無、国籍の違いなどに配慮し、誰もが安心して利用できる相談支援を行います。	全部署

### 具体的施策②－3 性的少数者への支援

No.	取 組	担当部署
47	性的少数者への差別や偏見をなくすための啓発に取り組むとともに、性別や性自認に関する悩みを抱える方に向けて、相談窓口の周知と必要な情報提供に取り組みます。	企画調整課
48	パートナーシップ登録制度の周知や利用促進を図るとともに、関係機関と連携し、性的少数者が安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。	企画調整課

### 取組方針③ 生涯を通じてからだとこころの健康を維持する

#### 具体的施策③－1 妊娠・出産における保健医療対策の充実

No.	取 組	担当部署
49	妊娠・出産期における女性の健康管理を支援するため、母子健康手帳交付時に全数面接を実施し、妊娠期から産後、育児期に至るまで切れ目のない支援体制を整えることで、妊娠・出産・育児に安心して取り組めるよう支援の充実に取り組みます。	福祉事務所
50	妊娠・出産に関する保健医療体制の充実に取り組む中で、男性の理解と協力を促進するため、子育て支援講座の実施や情報提供等を通じて、妊娠・出産及び子育てへの主体的な参画を促します。	福祉事務所

#### 具体的施策③－2 適切な性教育の推進

No.	取 組	担当部署
51	市広報紙等を活用し、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）※についての理解促進を図るとともに、HIV等の性感染症に関する正確な情報提供と感染予防の啓発に取り組みます。	企画調整課 健康介護課
52	生命の尊さや性の尊重に関する教育については、児童・生徒の発達段階に応じて、保健体育の授業をはじめ、「親子いのちの教室」や赤ちゃんとの「ふれあい体験学習」などを通じて、継続的かつ体系的に実施します。	福祉事務所 学校教育課

※性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）とは、性や身体のことを自分で決め、守ることができる権利のことです。

「リプロダクティブ・ヘルス」は、性や妊娠・出産など生殖に関わるすべてにおいて、単に病気がないだけではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態（＝ウェルビーイング）であることを指します。

「リプロダクティブ・ライツ」は、産む・産まない、いつ・何人子どもを持つかなど、生殖に関することを自分で決める権利で、そのために必要な情報やサービスを得られることも指します。

#### 具体的施策③－3 生涯にわたる健康の保持増進

No.	取 組	担当部署
53	誰もが生涯を通じて心身の健康を保てるよう、健（検）診や保健指導、健康教室を実施するとともに、女性の主体的な健康管理を支援するため、情報提供や相談体制の充実に取り組みます。また、運動習慣の定着を促し、身体活動による健康づくりを推進します。	健康介護課

# 1 安芸市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱

施行：令和5年6月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりが個性や生き方、性の在り方について多様性を認め合い、誰もが人権を尊重される平和で明るく生きがいのもてる社会の実現を目指したパートナーシップ登録の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 二人の個人が互いを人生のパートナーとし、経済的、物理的及び精神的に協力し、継続的な共同生活を現に行い、又は行うことを約束している関係をいう。
- (2) パートナーシップ登録 市長がパートナーシップにある二人の個人について、申請により、安芸市パートナーシップ登録簿（以下「登録簿」という。）に登録をすることをいう。

## (登録対象者)

第3条 パートナーシップ登録の対象となる者（以下「登録対象者」という。）は、パートナーシップにある二人の個人で、当該者の双方が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次条第1項の申請の日において成年に達していること。
  - (2) パートナーシップ登録を受ける意思を有すること。
  - (3) 配偶者がいないこと。
  - (4) 当該パートナーシップの相手方以外にパートナーシップにある者がいないこと。
  - (5) 本市の住民基本台帳に記録されていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、登録対象者が直系血族又は3親等内の傍系血族の関係（養子と養方の傍系血族の関係を除く。）にある場合は、パートナーシップ登録の対象としない。民法（明治29年法律第89号）第817条の9の規定により親族関係が終了した後も、同様とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、登録対象者が直系姻族の関係にある場合は、パートナーシップ登録の対象としない。民法第728条又は第817条の9の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

(登録の申請)

第4条 パートナーシップ登録を受けようとする者は、登録対象者の双方が連署した安芸市パートナーシップ登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、原則として登録対象者双方が同時に来庁して行うものとする。

(パートナーシップ登録)

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、パートナーシップ登録の可否を決定し、適当と認めたときは、登録簿に登録するものとする。

2 市長は、パートナーシップ登録をしたときは、安芸市パートナーシップ登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）及び安芸市パートナーシップ登録カード（様式第3号。以下「登録カード」という。）を交付するものとする。

3 市長は、前条第1項の申請を適当でないと認めたときは、所定の安芸市パートナーシップ登録却下通知書により当該申請をした登録対象者の双方に通知するものとする。

(通称名の登録)

第6条 市長は、パートナーシップ登録において、登録対象者が希望する場合にあっては、当該登録対象者の氏名と併せて、通称名（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると市長が認めるものに限る。）を登録簿に登録するものとする。

(登録事項の変更)

第7条 パートナーシップ登録を受けた登録対象者（以下「登録者」という。）は、登録申請書に記載した事項に変更があったときは、安芸市パートナーシップ登録事項変更届（様式第4号。以下「変更届」という。）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、変更届を受理したときは、その届出があった事項を登録簿に登録するものとする。

(登録の解除)

第8条 登録者は、次の各号のいずれかに該当したときは、安芸市パートナーシップ登録解除届兼登録証等返還届（様式第5号。以下「解除届」という。）により、市長に届け出なければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 登録者の双方又は一方が市外に転出したとき（登録者の一方のみが転勤、親族の看病その他やむを得ない理由により一時的に市外へ転出したときを除く。）。

- (3) 第3条第1項第3号又は第4号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
  - (4) 登録者の一方が死亡したとき。
- 2 市長は、解除届を受理したときは、パートナーシップ登録を解除するものとする。
- 3 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、パートナーシップ登録を解除することができる。
- (1) 第1項第2号から第4号までに該当することが判明したとき。
  - (2) 偽りその他の不正の手段によりパートナーシップ登録を受けたことが判明したとき。
  - (3) 登録証又は登録カードを不正に利用したことが判明したとき。
  - (4) その他登録を継続することが適当でないと市長が認めるとき。
- 4 前2項の規定によりパートナーシップ登録を解除された者は、その所有する登録証及び登録カードを速やかに市長に返還しなければならない。

(再交付等)

第9条 登録者は、登録証又は登録カードを紛失、毀損等したときは、安芸市パートナーシップ登録証等再交付申請書（様式第6号）により市長に申請して、登録証又は登録カードの再交付を受けることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 2 男女共同参画社会基本法

公布・施行：平成11年6月23日（法律第78号）

最終改正：平成11年12月23日（法律第160号）

### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合はずつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する

る施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議、附則省略

### 3 高知県男女共同参画社会づくり条例

公布：平成15年12月26日（条例第60号）

施行：平成16年4月1日

#### 前文

男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎました。この間、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の理念に基づく国のさまざまな取組を踏まえ、高知県においても男女平等を実現するための取組を進めてきました。

しかし、県民意識調査の結果などから、まだまだ性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしのさまざまな場面に存在することが認められます。

高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありますが、家事、子育て、家族の介護などへの男性の参加が十分でなく、女性が負担を感じているという実態があります。農林水産業、商工業などの自営業の分野において、女性は重要な担い手となっているものの、意思決定の場に参画する機会はまだまだ多くありません。

また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

これらの課題を解決し、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築くためには、県、市町村、事業者そして県民が力を合わせて、男女共同参画のための取組をなお一層進めることが必要です。このことは、また少子高齢化といった社会の変化に対応し、豊かで心の通い合う活力ある高知県を築くためにも大変重要です。

高知県は、自由民権運動発祥の誇りある地であり、かつ、女性の参政権を全国に先駆けて実現した輝かしい歴史を持っています。この自由と進取の精神風土を受け継いで、男女共同参画社会づくりを着実に一歩一歩前進させ、平和な社会の下、一人一人の人権や個性が平等に尊重される高知県となることを目指し、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事

項を定めます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 男女共同参画社会 女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。

(3) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようすること。

(5) 女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようすること。

(6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、男女共同参画を推進する取組（積極的改善措置を含みます。以下同じ。）を総合的に実

施する責務を有します。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組みます。

3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるように就労環境の整備に努めなければなりません。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めなければなりません。

## 第2章 基本的な取組

(男女共同参画計画)

第7条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映するとともに、第22条に規定するこうち男女共同参画会議の意見を聴きます。

(広報活動等の充実)

第8条 県は、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行うとともに、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う人材を育成するものとします。

2 男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、毎年6月を男女共同参画推進月間とします。

(教育と学習の推進)

第9条 県は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における教育及び県民の学習の場において、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。

2 県は、あらゆる分野の教育の場において、男女平等を基本とした教育が行われるよう努めます。

(農林水産業、商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進)

第10条 県は、農林水産業、商工業等の自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。

(附属機関等の委員の男女構成)

第11条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定め場合を除き、均衡するよう努めるものとします。

2 県は、市町村における審議会その他の附属機関等においても、男女構成が均衡するよう協力を求めるものとします。

(男性の家事、子育て等への参加促進)

第12条 県は、女性と男性が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とが両立できるよう、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます。

2 県は、事業者において、その雇用する女性と男性が家事、子育て、家族の介護等に共にかかわり、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できる環境が整備されるよう支援するものとします。

(生涯を通じた女性の健康支援)

第13条 県は、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった生涯を通じて、自ら健康の保持及び増進をすることができるよう環境整備に努めます。

(拠点施設)

第14条 県は、こうち男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

(調査研究)

第15条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査研究を行います。

(特定非営利活動法人等との連携及び協働)

第16条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人、女性団体その他の

民間の団体との連携及び協働に努めます。

(公表)

第17条 知事は、毎年、県が行う男女共同参画の推進に関する事業の状況及び男女共同参画社会づくりの進ちょく状況を公表します。

### 第3章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第18条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。)を行ってはなりません。

3 何人も、配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」といいます。)を行ってはなりません。

(配偶者等からの暴力による被害者への支援)

第19条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。)から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(次項において「被害者」といいます。)に対し、必要に応じて助言、知事が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設(次項において「センター等」といいます。)への一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。

2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。

(1) 被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等(次号において「加害者等」といいます。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報への配慮)

第20条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割の固定化又は男女間の暴力的行為を助長する表現を用いないように配慮しなければなりません。

#### 第4章 苦情等の申出の処理

第21条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員（以下この条において「苦情調整委員」といいます。）を置きます。

2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます。

3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置講ずるよう助言又は指導を行います。

4 苦情調整委員は、第2項に基づく事案の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います。

5 苦情調整委員は、第25条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3名以内で知事が任命するものとします。ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として2名以内で任命することができます。

#### 第5章 こうち男女共同参画会議

（設置）

第22条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、こうち男女共同参画会議（以下「参画会議」といいます。）を置きます。

（任務）

第23条 参画会議の任務は、次のとおりとします。

（1）男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。

（2）県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

（組織）

第24条 参画会議は、委員15人以内で組織します。

（委員）

第25条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。この場合において、第

2号に掲げる者については、2名以上となるよう努めます。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する者
- (2) 公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第26条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定めます。

- 2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(部会)

第27条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

- 2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。
- 3 部会の委員は、会長が指名します。

## 第6章 雜則

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

附則省略

#### 4 安芸市男女共同参画社会推進協議会委員名簿

団体等	氏名
一般社団法人安芸市観光協会 会長	西郷 出
高知県農業協同組合安芸地区本部 部長	白川 幸治
黒鳥公民館 館長 はちきん女性塾第5期生	徳廣 敏美
行政相談員	釣井 民子
安芸商工会議所	富永 幸子
安芸市社会福祉協議会	金子 優斗
安芸市生涯学習課長補佐兼市民館長	近森 敦子